

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
訪問型サービス事業所
通所型サービス事業所 各位

延岡市健康長寿課長

令和 6 年度台風第 10 号に伴う休業に関する介護報酬の請求方法について（お知らせ）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の福祉行政に御理解御協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

延岡市における、総合事業の訪問型独自サービスおよび通所型独自サービス、また各種加算について、令和 6 年度台風第 10 号に伴う休業に関する請求については、下記のとおりご対応をお願いいたします。

なお、今後の災害発生に伴って高齢者避難が発令された場合の今後の請求につきましては、整理を行ったうえで 9 月中には別途通知させていただきます。

記

1. 台風第 10 号に伴う休業が発生してサービスを提供できなかった場合は、休業した期間を差し引いた日数を日割り計算の対象とします。（例：8 月 29 日と 30 日に休業した場合は、29 日分の日割り計算となる。A21111 のサービスコードを利用している場合は、A22111 のサービスコードを用いる）
2. 休業が発生した場合でも、9 月中に振替を行う場合は通常の月額包括報酬を請求できます。なお、振替日を設定したが利用者都合により辞退した場合でも同様です。
3. 職員が被災するなど、災害の影響によって人員基準や加算の算定要件を満たさなくなった場合は、8 月および 9 月の加算においては請求ができます。なお、利用者の処遇については十分な配慮をお願いいたします。
4. 事業所の建物が被災して設備基準や運営基準を満たさなくなった場合でも、当面の間は請求および減算を行わないことが可能です。なお、この項目に該当する場合は必ず健康長寿課地域包括ケア推進係と協議を行ってください。
5. 利用者の自宅が被災するなどして、避難先の家庭等において居宅サービスを実施した場合でも介護報酬の請求は可能です。

【文書取扱】

健康長寿課 地域包括ケア推進係 小原

TEL：22-7072 FAX：26-8227